

世田谷区告示第249号

世田谷区立世田谷美術館条例（昭和60年11月世田谷区条例第40号）第3条に規定する観覧料及び第4条に規定する特別観覧料の徴収の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託を受けた者

- (1) 名称 公益財団法人せたがや文化財団
- (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号

2 委託した歳入等

観覧料及び特別観覧料

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月1日

4 委託施設

- (1) 世田谷区立世田谷美術館分館向井潤吉アトリエ館
- (2) 世田谷区立世田谷美術館分館宮本三郎記念美術館

5 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで